

避難することは当然の権利です



原発賠償関西訴訟 原告団代表 森松明希子

3・11から10年、東京電力福島第一原子力発電所の事故により関西に避難した人たちで、大阪地裁に国と東電を被告とする民事集団訴訟を提起してから8年が経ちます。同種同様の訴訟は日本全国で30あまりが提起され、高裁、最高裁に進んでいるところもあります。国の責任を認めた判決、国の責任を否定して東電についてのみ損害賠償責任を認めた判決でも、避難指示等対象区域内外を問わず、賠償の水準は被害者（原告）の受けた被害のすべてを回復するには不十分です。特に、関西訴訟原告の多くが避難指示等対象区域外の原告ですが、多様な被害の実態が10年で明らかにされているにもかかわらず、その賠償水準は極めて低い状態であり、それを克服する必要があります。このような状況の中で、被告の東京電力は、避難指示対象区域外について原則として法益侵害がない、つまり「被害がない」と堂々と法廷で主張しています。

これに対して、関西訴訟原告としては、福島原発事故によって放出された放射能に被ばくすれば、健康被害のリスクが高まることから被害が発生していることは明らかであると反論しています。また、放射能感受性は個人によって大きく異なるものであり、個々人によって確定的影響が出る被ばく線量が異なることも、いっそう明確になっています。したがって、避難指示等対象区域外から避難することも、当然認められるべき（権利）であり、避難には合理性があるわけです。避難に合理性があるから、避難指示区域内に生じた被害と同じ被害が区域外にも発生しているのであって、避難による損害の有無は、区域の指定の有無では決まるものではないとも反論しました。更に、避難の合理性が認められれば、損害は区域内と同様に多様かつ深刻なのであって、同等の評価がなされなければなりません。「平穏に人間らしく生活していく権利」「人格を発展させていく人間として当然認められるべき権利」（日本国憲法第13条）に対する明確な侵害があることをしっかりと反論の中で主張していきました。このように、福島原発事故による放射能被害が発生していることは客観的な事実であるにもかかわらず、被告の国や東京電力は、ひたすらこの放射能による被害を矮小化し、責任を問われている側が勝手に引いた線引きにより被害者を分断させ、差別的な取扱いをしながら市民社会に対しても裁判所に対しても誤誘導をしています。

また、群馬訴訟の控訴審の中では、国は、自主的避難者（区域外避難者）の損害発生を認めることについて「（現在その地域に住む）住民の心情を害し、我が国の国土に対する不当な評価となるもので容認できない」という主張をしています。この主張は、避難者と残った人の分断をあり、原発事故で加害責任を問われている側が、被害者に責任を転嫁する極めて不当かつ悪質な主張として、全国の訴訟団が一丸となって反論の記者会見も行いました。

このような、国と東京電力の裁判での悪質極まりない主張は、チェルノブイリ原発事故同様に国際的原子力・放射線事象評価尺度において最悪であるレベル7の福島原発事故によって放射能を大量にばらまき、現在もなお放出し続けていることによって生じた被害の実態を無視したものです。史上最大で最悪の公害事件をおこしたという事実に対する責任を忘れ、何の反省もない不誠実極まりない態度であり、到底許してはならない主張です。

目には見えない放射能による被害を「避難をする」という形で「見える化」し、原発事故による人権侵害を伴う被害の実態をきちんと訴えて参りますので、同じ被害を繰り返さないために、すべての人々の「避難の権利」を手放さないためにも、私たちの声を各所でご活用いただき、連帯・連携の輪を広げて応援いただけますようよろしくお願い申し上げます。